

文化の日の ごみ収集

11月3日(木)の「文化の日」は家庭ごみのみ収集します。収集日にあたっている地区のかたはお忘れなく。

問い合わせ 環境都市推進課 ☎(863)6631



INFORMATION

●市役所からのお知らせ

1 所得税のご相談は お近くの税務署へ

震災で避難されているかた

東日本大震災の被災地から秋田市に避難されているかたで、住宅や家財、自動車などに被害を受けたかたは、雑損控除などの適用により、平成22年分にさかのぼって所得税が還付・軽減される場合があります。詳しくは、お近くの税務署へ電話でご相談ください(午前8時30分～午後5時、土・日、祝日も受付。自動音声案内の「0番」を選択)。

秋田南税務署 ☎(832)4121
秋田北税務署 ☎(845)1161

2 小規模修繕の受注を 希望する業者の 追加登録を受け付け

市が発注する小規模修繕(50万円以下)の受注を希望する業者の追加登録を受け付けます。すでに小規模修繕の登録を行っているかたは申請の必要はありません。申請要領・用紙は契約課(市役所3階)のほか、契約課ホームページからも入手できます。

<http://www.city.akita.akita.jp/city/fn/cn/>
対象 市内に主たる事業所があるかた。個人、法人、建設業の許可の有無、経営規模、従業員数などは問いませんが、建設工事、建設コンサルタントなどの業者登録を行っているかたは申請

できません
登録の有効期間 平成23年12月1日から平成25年5月31日まで
●申し込み 11月7日(月)から18日(金)までの平日、午前8時30分～正午、午後1時～5時に、契約課工事契約担当へどうぞ。 ☎(866)2165

3 障がいがあるかた 日常生活用具の給付 品目を追加しました

停電時でも、たん吸引を必要とする障がい児(者)のために、足踏み式たん吸引器を日常生活用具の給付品目に追加しました。給付について、詳しくは障がい福祉課へお問い合わせください。 ☎(866)2093

給付対象者 呼吸器機能障害3級以上のかた、または医師の意見書により同程度と認められるかた

4 歴史的建造物の 保存に補助します

伝統的な町家など、良好な景観を形づくる歴史的建造物を修理・改修する費用に補助します。補助を希望するかたは、申請前に都市計画課(市役所4階)と事前協議を行ってください。

対象①②の両方を満たすもの
①外観が秋田の歴史的景観にふさわしく、おおむね昭和20年までに建築され

た建造物(固定資産税が非課税となっていないものを除く)

②平成24年3月19日(月)まで補助対象事業の実績報告書を提出できること
事前協議の申し込み 都市計画課または市ホームページにある事前協議書に必要事項を書いて、建造物の位置図、現在の状況の写真、修理・改修の設計図書、工事費見積書を添えて同課へ提出してください。

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/fm/>
●問い合わせ 都市計画課 ☎(866)2152

5 住宅のバリアフリー 改修工事を補助

国の補助事業を活用し、住宅のバリアフリー改修工事など、高齢者が安心して生活できる住まいの環境整備に補助します。詳しくは、事業主体代表の(株)小野建築研究所 ☎(888)4551 または秋田市地域包括支援センター ☎(862)8114へご相談ください。

対象者①または②に該当するかた

①要介護認定、要支援認定または障害者等級認定を受けているかた

②①に準ずるかたで、身体に機能障害や機能低下があり継続して移動などに困難が伴うと医師が認めるかた

補助期間・戸数 平成23年度5戸、平成24年度10戸、平成25年度10戸
補助額 工事費の2分の1(1戸あた

Look!

振り込め詐欺にご注意! …市職員を装って「保険料の還付がある」などと、うその電話をしてお金を振り込ませる詐欺事件が発生しています。十分ご注意ください。市民相談センター ☎(866)2016

掲載内容を追加します

市内全戸に配布している「平成23～24年度版秋田市民便利帳」に次の内容を追加します。

広報広聴課 ☎(866)2034

●129ページ 「市営墓地の概要」の問い合わせ先は「生活総務課 ☎(866)2074」です。

●184ページ 「秋田市医師会リスト」に下記の記載もれがありました。追加しておわびします。「澤口医院(八橋三和町14-6 ☎(865)3311)」



平成24年4月から 自動交付機の 手数料を値下げ

住民票の写しや印鑑登録証明書、住民票記載事項証明書、戸籍証明書(市内に本籍があるかたのみ)を発行できる自動交付機の交付手数料を、平成24年4月から1通につき100円値下げします(戸籍証明書は350円、それ以外は200円)。

「あきた市民カード」を作しましょう



自動交付機を利用するには「あきた市民カード」が必要です。秋田市に住民登録している15歳以上のかたであればどなたでも作ることができます。なお、自動交付機を利用する時に使う暗証番号を設定していただきますので、必ず本人がお越しく下さい。

●カードの申請に必要なもの

身分を証明するもの(運転免許証、健康保険証など)、従来の印鑑登録証(お持ちのかた)、新たに印鑑登録するかたは登録する印鑑

●申請窓口 市民課、北部・西部・河辺・雄和市民サービスセンター、アルヴェ駅東サービスセンター、岩見三内連絡所、大正寺連絡所

●手数料

従来の印鑑登録証と取り替える場合は無料です。新たに印鑑登録する場合は300円です

自動交付機は市内5か所にあります

自動交付機は市役所正面玄関横、北部・西部市民サービスセンター、アルヴェ駅東サービスセンター、秋田テルサ(御所野)に設置しています。交付機は土・日、祝日も利用できます。

自動交付機が一時休止…作業停電のため、10月22日(土)は市役所正面玄関横、10月29日(土)はすべての自動交付機が終日利用できません。

問い合わせ 市民課住民記録担当 ☎(866)2018

(仮称)秋田公立美術大学の基本構想案へご意見を



市では、現在、開学準備を進めている「(仮称)秋田公立美術大学」の基本構想(案)を作成しました。この構想(案)に対するご意見を募集します。新大学の教育内容などについて、自由なご意見をお寄せください。

基本構想(案)の閲覧場所(意見提出用紙もあります)

市民相談センター(市役所1階)、北部・西部・河辺・雄和市民サービスセンター、アルヴェ駅東サービスセンター、市ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/pl/eu/default4.htm>

意見募集期間

10月26日(水)～11月9日(水)(郵送の場合は必着)

意見提出方法

意見提出用紙を閲覧場所にある回収箱に投函するか、郵便かファクス、またはEメールで、〒010-8560秋田市役所大学設置準備室 ☎(866)2028 ファクス(866)8960 Eメール ro-pleu@city.akita.akita.jp

6

平成24年度 検察審査員候補者に 通知を発送します

り20万円が上限) ※介護保険などの給付対象額を除きます。また、住宅用エコポイントととの併用はできません。

「交通事故や犯罪の被害にあったのに検察官がその事件を裁判にかけてくれない」など、検察官の不起訴処分を当否を審査する検察審査会の審査員候補者(有権者の中からくじで選定)のかたに11月中旬に通知をお送りします。詳しくは秋田検察審査会事務局へ。 ☎(824)3121(内線511) ※「検察審査会制度」は「裁判員制度」

7

現県立美術館の今後の在り方にご意見を

とは別の制度です。

現県立美術館建物の今後の在り方の参考にするため、現県立美術館建物を解体せずに残した場合、どのように活用すべきかのご意見を募集します。応募方法 はがきかファクス、Eメールに、ご意見、住所、氏名、年齢、電話番号を書いて、10月31日(月)まで、〒010-8580 秋田県教育庁生涯学習課新県立美術館開設準備班 ☎(860)5186 ファクス(860)5816 Eメール Kyou-shougai@pref.akita.lg.jp